

## 愛知県行政書士会公式ホームページ制作委託業務 受託者公募型プロポーザル実施公告

愛知県行政書士会は、行政書士法第15条に基づき設立された法人です。愛知県下3,300名余の行政書士が所属し、行政書士に対する研修の実施、無料相談会の実施、企業・各種団体への講師派遣、行政書士制度の周知活動などを主な活動としています。

公式ホームページをリニューアル制作する委託事業者を選定することを目的に、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告します。

令和6年9月27日

愛知県行政書士会  
会長 竹田 勲

### 1. 業務概要

- (1) 業務名称  
愛知県行政書士会 公式ホームページ制作業務
- (2) 業務内容  
愛知県行政書士会のホームページ制作に関する業務
- (3) 履行期限  
契約締結時から令和7年2月28日（金）まで

### 2. 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 愛知県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- (2) 競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) ホームページ制作業務の受注実績があること。

### 3. 本プロポーザルの手続きに関する事項

- (1) 本プロポーザル実施要領等の公告
  - ア 公告する期間  
令和6年9月27日（金）から10月18日（金）まで
  - イ 公告する方法  
愛知県行政書士会ホームページにて閲覧又はダウンロードすること。
- (2) 質問の受付及び回答  
本プロポーザルに関して質問のある者は、当会事務局まで問い合わせること。

### 4. 参加申し込み及び企画提案書の提出に関する事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書の提出  
本プロポーザルへの参加を希望する場合は、実施要領に定める参加申込書及び企画提案書を提出期限までに提出すること。
- (2) 企画提案書の内容  
企画提案書には、以下の内容を含めるものとする。
  - ① サンプルページ（トップページ、会員専用サイトのトップページ、研修会・行事等の申込みページ等）
  - ② ホームページ全体の構成が分かるもの（基本構成図）
  - ③ 概算費用
- (3) 発注仕様書等  
作成するホームページの情報量は、現行の愛知県行政書士会ホームページと同等程度とし、発注仕様書に定める内容を実現するものとする。
- (4) 提出期間  
令和6年10月1日（火）から令和6年10月18日（金）まで（午後5時必着）
- (5) 提出方法  
持参、郵送又はメール  
（持参、郵送の場合は、封筒に『ホームページ企画提案書在中』、  
メールの場合は、タイトルに『ホームページ企画提案書の件』とすること。）
- (6) 提出先  
愛知県行政書士会 事務局  
〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号  
TEL：052-931-4068 FAX：052-932-3647  
メールアドレス：mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net

## 5. スケジュール

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公告              | 令和6年9月27日(金)         |
| (2) 参加申込書及び企画提案書の提出 | 令和6年10月18日(金) 午後5時必着 |
| (3) 企画提案書に係るヒアリング   | 令和6年10月下旬            |
| (4) 選定結果通知・公表、契約の締結 | 令和6年11月上旬            |
| (5) ホームページの開設       | 令和7年2月末              |

## 6. その他

- (1) 詳細は、当会からの仕様書を参照すること。
- (2) 愛知県行政書士会審査会等の内部手続きにおいて企画提案書の内容等を審査するなど、最も評価の高い提案をした者を委託候補者として選定する。
- (3) 審査の過程で、企画提案書に係るヒアリングを行うことがある。
- (4) ホームページ開設後の保守管理契約については、別途協議するものとする。

## 7. ダウンロード資料

- (1) 仕様書
- (2) 参加申込書
- (3) 誓約書
- (4) 個人情報の取扱いに係る特記事項

## 8. 問い合わせ先

愛知県行政書士会 事務局

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL : 052-931-4068 FAX : 052-932-3647

担当 : 松井、相岡

メールアドレス : mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net

※会員ページの閲覧などは、必要に応じて対応しますので、事務局までお問い合わせください。お問合せの内容を含め担当役員に確認のうえ、回答いたします。

以上

令和6年度 愛知県行政書士会公式ホームページ作成業務

## 発注仕様書

現状の愛知県行政書士会公式ホームページ（以下「愛知会ホームページ」という。）に掲載している情報を基本として、より見やすく、より使いやすく、より軽い愛知会ホームページを作成したい。そのため、こちらからの要望等を以下の発注仕様書として記載します。

### 【改善点】

#### ◆各部や委員会からの情報を掲載しやすくしたい

- ①業務に関する情報提供
- ②研修会案内・オンライン配信URLなど

特に、研修会の参加申込み、質問等の受付に対応することができるようにしたい。

（参加者のとりまとめはGoogle フォームからの集計でまかなう。）

- ・研修会への申込みは、申込みページからGoogle フォームにリンク。（現状と同じまま）集計もこれによる。
- ・会員からの意見募集やアンケートもGoogle フォームを使う。（現状どおり）

#### ◆スマホやタブレット等の端末でも見やすいようなレイアウトとしたい。

- ・端末毎に最適な画面表示及び入力・操作しやすい作り。
- ・パソコンを持っていない会員や一般利用者にとっても利用しやすいように、スマートフォン等のモバイル端末で閲覧された際の使いやすさをより重視したい。
- ・可能であれば、新着情報が掲載されたときにスマートフォンアプリにプッシュ配信される機能を持たせられると良い。

#### ◆愛知県行政書士会の組織の基本情報（会長名、会員数等含め）を整理して載せたい

#### ◆トップページには最低限必要な情報は載せておきたい（現状）

会の連絡先（住所、電話番号、開館時間、アクセス、問い合わせ先等）  
お知らせ（最新情報、更新情報）

#### ◆各項目への入り口について、必要な情報がどこになにがあるのかわかりやすく、かつ、手数少なくたどりつけるようにしたい

→上部各項目にカーソルを合わせると、ページが変わることなく下部階層が一覧で出てきて、下部階層の希望項目に直接飛べるようにしてはどうか。

（例：日本行政書士会連合会ホームページ※①）

→サイト内検索（Google リンクではなく）の活用

- ◆一般向けには会主催のイベント、無料相談会等（支部を含め）の告知をわかりやすくしたい。  
（例：静岡県行政書士会→トップページにカレンダーで表記 ※②）  
併せて申込先リンクが張れるとよい。

◆その他

- ・ウェブアクセシビリティに配慮していること
- ・階層ごとに項目を建て、どの階層に何を載せるのか、内容を予め決めておいたほうが良いのではないか（サイトマップの作製）。  
→現在の愛知会ホームページでは、「行政書士の仕事」「行政書士とは」のページに同じ文章が掲載されており、「オンライン相談室」に業務内容に関連するQ&Aが載っている、など、内容と項目が整理されていない部分が散見されるため。
- ・会長挨拶、会の基本情報（会員数等）を上位階層に掲載し、その他（沿革等）は別ページにしてもよいのではないか。
- ・業務内容及び関連する情報について、内容を精査する。  
関連する内容も掲載するのであれば、項目を分ける等、読みやすい工夫をする。

◆管理に関する事項

- ・現在、会員ページへの登録は2000人以上されているため、その登録情報は引き継ぎたい。  
（あらためて全会員にIDパスワードの登録をさせるのは非現実的。）
- ・ドメイン移管  
現在のドメインやメールアドレスが変わらないようにしたい。
- ・情報提供や研修会案内は、事務局が管理画面から行っている。これは現在の愛知会ホームページ作成業者によって作られた管理画面による。
- ・支部からの研修会情報等は、支部長だけに管理画面用のID・パスワードが与えられ、支部からの情報部分だけが編集できる仕様になっている。このしくみを今後も採用したい。  
（支部の情報を事務局で管理するのは煩雑なため。）

【削除してもいい点】

- ◆トップページの流れる大きなバナーは不要。

**参考サイト** あくまでも参考まで（個々にお問合せすることは避けてください。）

(※①) 例：日本行政書士会連合会ホームページ <https://www.gyosei.or.jp/>

ここにカーソルあわせると下にタブが表示される



ページは移動せず、下に「カーソルあわせた項目のタブ(リンク先)が表示される」



(※②) 例：静岡県行政書士会ホームページ <https://www.sz-gyosei.jp/>  
 トップページ、カレンダー（無料相談会情報）

今日の無料相談会

> 西部 > 中部 > 東部

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 豊田区役所 市民相談室 (1期) > 交通手段後援等認定申請・相談 (講習・講座申請相談)	6 富士市役所 2階市民ホール > 土地取得・建設業・入管関係・法人設立・相続など	7	8	9	10
11 山の日	12 休日 山の日	13	14	15	16	17
18 静岡商工会議所相談室 > 許認可申請 (建設業他)・著作権	19	20	21 沼津商工会議所 > 各種許認可無料相談	22	23	24
25	26 豊田区役所 市民相談室 (1期) > 許認可・相続・土木農地 他	27 駿河区役所 市民相談室 (3期) > 外国人の入国・在留許可・帰国	28	29	30	31

> 翌月の開催日程を見る

(※③) 例：東京都行政書士会ホームページ <https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

読みやすい工夫  
項目を分けている

必要な人のみ詳細を読める  
全文を表示させるのではなく、導入部分のみ表示させ  
続きが見たい方は【続く】ボタンを押して閲覧する等。

東京都行政書士会

ホーム 行政書士とは 業務のご案内 東京都行政書士会のご案内 無料相談会 お問い合わせ トピックス

業務のご案内

営業の許認可 (建設業)

概要 業務一覧 Q&A お役立ち資料集

建設業許可が必要になるのはどんなとき？

ある日、親会社や元請会社に「今後は建設業許可業者にしき仕事を発注しません」と言われたら？ 建設業許可って、どうやって取るのでしょうか？

つづきを読む

建設業許可を取るメリット

ここで、建設業許可を取得するメリットを考えてみましょう。

つづきを読む

業務のご案内トップ

- 行政書士法による業務分類
- 営業の許認可 (建設業) : 概要
  - 業務一覧
  - Q&A
  - お役立ち資料集
- 営業の許認可 (風俗営業)
- 営業の許認可 (運送業) ・自動車登録
- 在留資格・VISA
- 知的財産権・知的資産
- 遺言・相続
- 消費者問題
- 法人の設立 (NPO法人)

お問い合わせ

(※④例: 日本行政書士会連合会ホームページ <https://www.gyosei.or.jp/service/land>)

読みやすい工夫 (シンプル)

### 自分の畑に家を建てたい

---

農地転用の許可申請をする必要があります。

農地転用とは、農地を農地以外の目的に利用することで、具体的には、住宅地・工場用地・道路・駐車場・資材置場等にする場合があります。

また、農地の売買をする場合にも許可が必要であり、これらの手続を一貫して行います。その他、開発行為許可申請など、行政書士は、多くの土地等に関連する各種申請手続を行います。

### 農業に新規参入したい

---

経営する農地を確保する必要があります。

農地を確保するためには、農地法第3条の許可を受け所有権を取得する方法、賃借権などの使用収益権を設定する方法、もしくは農業経営基盤強化促進法に基づき農地の利用権を設定する方法などがあります。

行政書士はこれらの農地集約に係る手続を行うとともに、営農計画書の作成や農地所有適格法人の設立、外国人材の活用など、農業経営全般に対するサポートを行います。

### 「農地・土地」に関するQ&A

---

Q 農地を宅地にかえて、家を建てたり駐車場にしたい。



Q 自宅の道路や水路との境界がはっきりしません。境界を確定したい。





愛知県行政書士会公式ホームページ制作業務委託  
【簡易公募型プロポーザル参加申込書】

令和 年 月 日

愛知県行政書士会

会 長 竹 田 勲 様

事業者名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

代表者職氏名：\_\_\_\_\_

愛知県行政書士会公式ホームページ制作業務委託に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

## 担当者連絡先

職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※送付先 愛知県行政書士会 事務局  
〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号  
TEL：052-931-4068 FAX：052-932-3647  
メールアドレス：mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net

## 誓 約 書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会

会 長 竹 田 勲 様

事 業 者 名 : \_\_\_\_\_

所 在 地 : \_\_\_\_\_

代表者職氏名 : \_\_\_\_\_ 印

以下の資格要件は、事実と相違ないことを誓約します。

- ・競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- ・参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- ・次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

個人情報の取扱いに係る特記事項

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資

料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。